

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第61号

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表伏見区役所の款福祉部の項中「保護第七係長」を「保護第七係長 保護第八係長」に改め、同条第2項中「3人又は4人」を「4人又は5人」に改め、同条第7項中「担当課長」を「担当部長及び担当課長」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 右京区役所地域力推進室に担当部長を置くことがある。

第2条第1項中「副区長」の右に「、担当部長」を加え、「及び第5条第3項」を「並びに第5条第3項及び第4項」に改める。

第3条第3項及び第4条中「副区長」の右に「、担当部長」を加える。

第5条第3項中「を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、担当部長が置かれている場合は、主管事務につき、担当部長がその職務を代理し、担当部長に事故があるときは、主管事務につき、担当課長がその職務を代理する。

第5条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 担当課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。

第6条中「課の分掌する」を「室及び課の分掌する」に改め、同条福祉部の款支援課の項第3号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に改め、同項第4号及び第5号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同項第6号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、「貸与」の右に「の決定」を加え、「関するもの」を「関する事業の支給決定」に、「福祉介護課及び保健福祉局」を「保健所」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)